

○国立大学法人筑波大学キャンパス情報ネットワークシステム運用内規

〔平成18年11月16日制定〕  
〔学術情報メディアセンター長〕

最終改正 令和 2年12月11日

国立大学法人筑波大学キャンパス情報ネットワークシステム運用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター電子計算機システム等利用細則（平成19年学術情報メディアセンター部局細則第4号）第10条の規定に基づき、筑波大学学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）が運用・管理する筑波大学キャンパス情報ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に上げる用語の定義は、規定ならびに国立大学法人筑波大学情報セキュリティ規則（平成20年法人規則第19号。以下「規則」という。）によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) サブネットワーク 情報ネットワークのうち、サブネットワーク管理委員会が管理する部分をいう。
- (2) 基幹ネットワーク サブネットワークのうち、基幹ネットワーク小委員会の管理する部分をいう。
- (3) ファイアウォール アクセス制御を行う装置をいう。
- (4) 全学ファイアウォール 全学ネットワークとして設置しているファイアウォールをいう。
- (5) アドレス変換装置 プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスを変換する装置をいう。
- (6) セキュリティゾーン 全学ファイアウォールにおいて用途別に設定したアクセス制御規則群をいう。セキュリティゾーンの種別については別に定める。

(全学ネットワークへの接続申請)

第3条 全学ネットワークに情報機器を接続するサブネットワークを構成しようとするサブネットワーク管理委員会、部局情報環境委員会または部局 ISIRT（以下、サブネットワーク管理委員会等という。）は、定められた方法により、必要と見込まれる IP アドレス数をセキュリティゾーン種別ごとに明示してネットワーク管理委員会に申請する。

(全学ネットワークへの接続許可)

第4条 前条による接続申請を受理したネットワーク管理委員会は、全学ネットワークの利用状況等に応じ、原則として申請された IP アドレス数を処理するに足る IP アドレスの範囲をセキュリティゾーンごとに指定してサブネットワーク管理委員会等に通知することをもって接続の許可とする。

(ファイアウォールの設定)

第5条 前条による接続許可にあたっては、ネットワーク管理委員会の指示に基づき、センターが全学ファイアウォールに対し必要な設定を行う。セキュリティゾーン設定に際し、ネットワーク管理委員会はサブネットワーク管理委員会等に対し部局ファイアウォールの設置ならびに当該部局ファイアウォールによるアクセス制御を求めることができる。

(サブネットワーク管理委員会等の責務)

第6条 IP アドレスの割当てを受けたサブネットワーク管理委員会等は、その利用にあたり、以下の各項を守らねばならない。

- (1) IP アドレスを利用する機器について、遺漏なく把握できる体制を整えること。
- (2) システム利用者に IP アドレスを利用させる場合に、その利用申請手続きを定めるとともに、利用にあたり機器の使用様態に応じた適正なアクセス制御（ファイアウォール装置によるものを含む。）が行われるようにすること。
- (3) 前項の利用申請に含まれる事項に変更が生じた場合に、遺漏なく把握できる体制を整えること。
- (4) IP アドレスを利用する機器について確認・監査を行なう手順を定めること。
- (5) IP アドレスを利用する機器のアクセス制御の状況を定期的に確認する体制を整えること。

(プライベート IP アドレス等への準用)

第7条 第2条から前条までの各条は、アドレス変換装置を経由した全学ネットワークへの接続の有無にかかわらず、本学において利用されるプライベート IP アドレス、ならびに、サブネットワーク管理委員会等に割当てられたグローバル IP アドレス範囲の一部を下部管理組織に再割当てする場合に準用する。その際、ネットワーク管理委員会、サブネットワーク管理委員会等の語は実情に合わせ適宜読み替えるものとする。また、第5条については、ファイアウォール機器によるもののほか、個々の情報機器のアクセス制御によるものを含めるものとする。

2 前条において、部局情報環境委員会または部局 ISIRT が、グローバル IP アドレス範囲の一部を下部管理組織に再割当てする場合には、その組織名と再割当てする IP アドレス範囲をネットワーク管理委員会に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、全学ネットワークの運用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 記

この内規は、平成18年11月16日から実施する。

附 記

この内規は、平成19年5月24日から実施する。

附 記

この内規は、平成28年2月29日から実施する。

附 記

この内規は、令和2年12月11日から実施し、改正後の第2条の規定は、令和元年5月31日から適用する。

附 記

この内規は、令和2年12月11日から実施し、改正後の第7条及び第7条第2項の規定は、令和2年2月6日から適用する。